

Ⅲ その他の保育施設について

1 家庭保育福祉員



(1) 家庭保育福祉員制度とは

仕事や病気などのために昼間子育てに専念できない保護者に代わり、横浜市によって認定された家庭保育福祉員が、家庭的な雰囲気の中で保育する制度です。

詳しくは、家庭保育福祉員に直接お問い合わせください。

(2) 事業の内容

①対象児童・・・横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日、1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない要件が必要です

②対象年齢・・・生後57日以上満3歳未満の児童が対象です。

③保育時間・・・原則として

平日 午前8時30分から午後4時30分

土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで



※なお、この時間を超えて預ける時間外保育（平日：午前7時30分から午後7時、土曜：午前7時30分から午後3時30分）については、各区役所サービス課又は家庭保育福祉員に御相談ください。

④定員・・・原則として、家庭保育福祉員1人につき3人以内。認められた家庭保育福祉員については5人までです。

⑤保育料・・・前年（度）の所得税額に応じて決められています。多子減免制度もあります。

保育料は保護者が直接家庭保育福祉員にお支払いください。

新年度保育料は、3月下旬に決定します。

⑥昼食・・・お弁当の持参をお願いします。

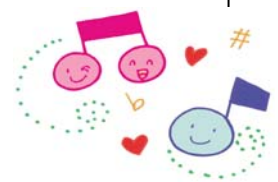
⑦申込先・・・区役所サービス課又は直接家庭保育福祉員をお願いします。

※いずれの場合も区役所サービス課へ必要書類を提出していただきます。

家庭保育福祉員一覧

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/fukushiin-ichiran.html>

メモ



2 横浜保育室

「横浜保育室」は、児童福祉法に定めた保育所（いわゆる認可保育園）ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準（保育料・保育環境・保育時間など）を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

本市では認定した横浜保育室に対し、0歳児に月額 105,100円・1～2歳児に月額 79,100円などを助成しています。（3歳児は暫定的に月額 8,900円を助成しています）

※ 制度及び助成金額は、平成19年11月現在の状況です。新年度の助成金額等は3月下旬に決定します。

（1）保育環境

① 3歳未満のお子さんを助成対象とした施設です。（3歳以上児の受け入れを行っている施設もあります）

※横浜保育室の卒園予定者が、認可保育所に入所申込みされた場合は、入所の選考の際に優先順位を高く（1ランクアップ）しています。

② 3歳未満のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。

③ 全施設で給食を実施しています。

（2）保育料

① 3歳未満のお子さんは58,100円を上限に施設が独自に設定しています。

※一定の所得以下の世帯の3歳未満児について、保育料を10,000円軽減します。

なお、所得基準は、3月下旬に決定します。

② 横浜保育室・認可保育所・家庭保育福祉員・横浜市幼稚園預かり保育を利用するきょうだいがいる場合、3歳未満児は月額18,000円、3歳児は月額9,450円保育料が減額されます。

③ 消費税は非課税です。ただし、その他の実費負担等は課税の場合があります。

（3）保育時間

① 平日7:30～18:30、土曜日7:30～15:30 が基本時間です。

② 延長保育を行っている施設もあります。

③ 休日保育を行っている施設もあります。



（4）助成対象児童

① 助成対象児童となるのは、横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日・1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない場合です。

（5）申込方法

施設との直接契約になります。保育料・保育内容等をよく確認して、保護者の方が施設に直接お申し込みください。

（6）その他

「一時保育」を実施している施設もあります。パート就労・病気・冠婚葬祭・その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。

横浜保育室の施設一覧はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>



Ⅳ 認可保育所等での一般サービス

※一時保育、休日・年末年始保育、24時間型緊急一時保育、病児保育、病後児保育については、個別のリーフレットもご覧ください（実施保育所数はいずれも平成19年11月現在です）。

	内容	実施保育所数	利用方法
一時保育	パート勤務、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で、一時的に保育できないときに、利用できます。	実施園は各区役所に問い合わせてください。	直接保育所に申し込み
休日・年末年始保育	お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭で保育できないときに利用できます。なお、一時保育としての利用もできます。	かながわ保育園（神奈川区） TEL 080 (3489) 2031 上大岡ゆう保育園（港南区） TEL 045 (882) 2014 とつかるーテル保育園（戸塚区） TEL 045 (862) 3086 聖保育園（港北区） TEL 045 (543) 3695	直接保育所に申し込み ※ただし事前の利用登録が必要です。
24時間型緊急一時保育	突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなった時、利用できます。	あおぞら保育園（神奈川区） TEL 045 (488) 5520 港南はるかぜ保育園（港南区） TEL 045 (849) 1877	直接保育所に申し込み 
病児保育	生後6か月以降、就学前の病気の児童を医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等の専門スタッフが病初期の段階から一時的に保育します。 	星川小児クリニック（保土ヶ谷区） TEL 045 (336) 2264 シブヤチャイルドクリニック（港北区） TEL 045 (542) 6941 水野クリニック（都筑区） TEL 045 (595) 1233 上大岡こどもクリニック（港南区） TEL 045 (842) 0420	直接実施医療機関に申し込み ※ただし実施医療機関に事前の利用登録が必要です。
病後児保育	病気の回復期にある就学前の児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが保育します。	あおぞら第2保育園（神奈川区） TEL 045 (413) 1114 睦町保育園（南区） TEL 045 (710) 6230 洋光台中央福沢保育センター（磯子区） TEL 045 (831) 7173 きらら保育園（金沢区） TEL 045 (790) 3440 緑園なえぼ保育園（泉区） TEL 045 (810) 6131	直接保育所に申し込み ※ただし利用を希望する保育所に、事前の利用登録が必要です。 
育児相談・施設開放等（育児支援センター園など）	園庭で遊びながら子育ての疑問や悩みを相談できます。同じ子育て中の人との出会いの場でもあります。 子育て中の方はどなたでも利用できます。	実施園は各区に問い合わせてください。 	相談・施設開放については、原則申し込みは必要ありませんが、その他事業について、一部、申し込みが必要なこともあります。

ヨコハマはぴねすぽっと
YOKOHAMA

保育所などの情報は、ホームページで紹介しています。
<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>



横浜市子ども青少年局保育運営課
 横浜市中区港町1-1
 045-671-2427
 発行年月日：平成19年12月1日